

令和7年度（2025年度）特別交付税（市町村分）
3月交付額及び年間交付総額の概要

令和8年（2026年）3月17日
市町村課

令和7年度（2025年度）特別交付税の3月交付額が3月17日（火）に決定されました。

本県市町村分の交付額は次のとおり、各市町村の交付額は別紙のとおりです。

<交付額>

令和7年度（2025年度）特別交付税の県内市町村への3月交付額は221.8億円で、年間の交付総額は323.8億円となりました。

昨年度と比べ、3月交付額では14.0%の増、年間交付総額では21.1%の増となっています。

3月交付額、年間交付額いずれも、令和7年8月豪雨に係る災害復旧事業費等に応じて算定される項目や災害廃棄物処理に要する経費などが増となったことにより、大幅な増加となっています。

単位：千円

区 分		R6 年度	R7 年度	対前年度比 増減額 (増減率)
大都市分 (熊本市)	3月交付額	1,217,505	1,769,452	551,947 (+45.3%)
	年間交付額	3,258,316	4,181,496	923,180 (+28.3%)
都市分 (熊本市以外の市)	3月交付額	12,392,549	13,796,292	1,403,743 (+11.3%)
	年間交付額	15,192,065	18,102,454	2,910,389 (+19.2%)
町村分	3月交付額	5,848,903	6,618,327	769,424 (+13.2%)
	年間交付額	8,285,826	10,093,148	1,807,322 (+21.8%)
合 計	3月交付額	19,458,957	22,184,071	2,725,114 (+14.0%)
	年間交付額	26,736,207	32,377,098	5,640,891 (+21.1%)

<参考>

特別交付税のあらまし

1 総 額

地方交付税総額の6%に相当する額（地方交付税法第6条の2第3項）

2 決定及び交付時期

原則として、年2回に分けて決定、交付（地方交付税法第15条第2項、第16条第1項）。

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる（地方交付税法第15条第3項）。

1回目 12月に決定・交付（総額の概ね3分の1以内(※)）

2回目 3月に決定・交付

※12月交付は、災害関係経費など早期に交付することが必要なもの及び12月交付時点において基礎数値の把握が可能なものについて交付する。

3 算定項目

次のような特別の財政需要について総務省の定めるところにより算定する（地方交付税法第15条第1項）。

- (1) 普通交付税の算定に用いる基準財政需要額（普遍的なものを標準的水準でとらえている）の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること。（例：災害、干・冷害、市町村合併関連）
- (2) 普通交付税の算定に用いる基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること。（例：法人税割修正）